

相続法分野における日韓比較：韓国相続法の改正の 動向と近時の重要判例を踏まえて

園田，彩乃
九州大学大学院法学研究院：助教

<https://doi.org/10.15017/7402514>

出版情報：法政研究. 92 (3), pp.121-149, 2025-12-16. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：



相続法分野における日韓比較

——韓国相続法の改正の動向と近時の重要判例を踏まえて

園 田 彩 乃

はじめに

I 韓国親族相続法における改正の経緯

II 相続制度上の主要な相違点

おわりに

はじめに

韓国民法は、日本民法と共通する部分も多いが、配偶者の相続や相続順位、代襲相続、限定承認、遺留分など韓国独自の立法も複数みられる。韓国における相続法は、韓国古来の慣習をもとに制定され、中国の宗法制度の基本原則を根幹としていたため、民主主義の理念に沿った形で繰り返し改正がなされてきた⁽¹⁾。また近時では、家族形態や社会経済の変化から重要な判例変更もなされている。現在、在留韓国人の人数は計40万9238人⁽²⁾であり、今後相続事案が発生し、被相続人の本国法として韓国民法が問題になる場面や、遺言のように韓国民法、日本民法のいずれもが問題となる場面などが混在し、法律関係が複雑化することが想定される。そこで、本稿では、日韓の相続制度上の相違点を整理し、近時の重要判例を分析した上で、韓国相続法の特長や背景を明らかにし、今後改正が想定される点について検討を加える。なお、本稿においては、相続の各制度における準拠法の問題については触れないこととする。

(1) 高翔龍『韓国社会と法』（信山社、2012年）153頁。

(2) 出入国在留管理庁「令和6年末現在における在留外国人数について」[https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00052.html]

I 韓国親族相続法における改正の経緯⁽³⁾

1 主な法改正

(1) 1958年韓国民法成立（1958年2月22日公布、法律第471号）⁽⁴⁾

韓国民法は1958年2月22日に公布され、1960年1月1日に施行された。韓国民法の制定は、大韓民国政府が樹立された1か月後の1948年9月15日に、大統領令第4号による法典編纂委員会の職制が公布されたことを契機とする。民法は同年12月15日から着手され、第一編相続、第二編物権、第三編債権、第四編親族、第五編相続として編纂された。政府案は従来の慣習を主として、古来の醇風美俗を守ろうとする慣習尊重論に立脚する保守傾向の強いものであった。これに対し、法制司法委員会の立法方針は、韓国憲法の基本原則である「個人の尊厳」と「男女平等」という民主主義の理念を実現しようとするものであったが、結果として、家父長制を根幹とする慣習尊重論に偏向するものとなってしまった。その結果、親族編の民法778条以下に戸主と家族制度、相続編の980条以下に戸主相続制が設けられることとなった。

(2) 1977年改正（1977年12月31日法3051号）⁽⁵⁾

1977年の改正案は、女性議員が中心となって議員立法として提案した民法中改正法律案に基づくものであった。その内容は革新的なものであり、従来の韓国親族法の支柱である戸主制度の廃止や韓国固有の倫理として守られてきた同性同本血族間の婚姻禁止の撤廃、法定相続分における男女間の差別の是正などを含むものであった。これに対して、保守陣営から凄烈な反対があったため、民法中改正法律案審議小委員会は、韓国伝来の倫理観や親族観念に符合しない改正案については採択し得ないと判断し、妥当な部分のみを採択したものを法制司法委員会案として提案した。その結果、夫の追出し離婚防止を目的とした、夫婦の離婚意思確認制度⁽⁶⁾が導入

(3) 高・前掲『韓国社会と法』153-158頁、高翔龍『韓国法』（信山社、2016）233頁、権 逸＝権藤世寧『改正 韓国親族相続法』（弘文堂、1990）8-15頁、金疇洙『注釈 大韓民国相続法』（日本加除出版、2002）19-25頁、朴秉濤『韓国法制史』（民俗院、2012年）278頁、本渡諒一＝洪性模＝裴薫『Q&A100 韓国家族法の実務』（日本加除出版、1992）参照。

(4) 金敏圭「韓国の戸籍制度と住民登録制度」法律時報88巻11号（2016）23頁、権＝権藤・前掲『改正 韓国親族相続法』6-8頁。

(5) 権＝権藤・前掲『改正 韓国親族相続法』8-9頁。

(6) 韓国民法上の協議離婚は家庭法院における離婚意思の確認が必要とされている。

された（韓国民法836条1項）。また、相続人の相続分保全のための遺留分制度が採択された（→8.1）。

（3） 1990年改正（1990年1月13日法4199号）^{（7）}

①戸主相続制度の廃止

従来の戸主相続制度を廃止し、戸主承継制度とした上で、親族編に編成されることとなった。なお、議員提出の原案では、戸主制度自体の廃止が提案されたが、戸主制度を完全廃止とすると、社会全体への影響が大きいとの懸念から、形式的に「戸主承継制」として残すこととなり、戸主制度の完全な廃止は、2005年改正に持ち越されることとなった。

②相続順位の調整

改正前法は、夫と妻とで相続順位に差をおいていた。すなわち改正前は、被相続人が夫である場合には、妻は直系卑属がいる場合は、直系卑属と共に共同相続人となるが、直系卑属がいない場合には直系尊属と共に共同相続人になるのに対し、被相続人が妻である場合には、直系卑属がいない場合、亡妻に直系尊属がいたとしても、夫は単独で相続人となっていた。これは男女平等の原則に反するとして、改正後は夫であるか妻であるかを問わず、直系卑属のいない場合は直系尊属と共に共同相続人となるとした（韓国民法1003条1項）。また妻に限って認められていた代襲相続権を夫にも認める規定へと改正された（同条2項）。また、改正前法は、相続人を被相続人の8親等内の傍系血族までとしていたが、これを4親等内の傍系血族に縮小した。

③法定相続分の調整

配偶者の相続分に関して、改正前法では妻に限って直系卑属の相続分の5割加算を認めていたが、男女平等の観点から、夫にも5割の加算を認めることとした（同法1009条2項）。

④寄与分制度の新設（韓国民法1008条の2）

共同相続人の中に、療養看護等により被相続人の財産の維持や増加に特別の寄与をした相続人がいるときは、相続分に寄与分を加算した額がその者の相続分となる

（7） 高・前掲『韓国社会と法』153-155頁、金・前掲『注釈 大韓民国相続法』35-39頁。

ことが定められた。なお、この寄与分規定は、2005年改正によって、「相当な期間、同居・看護、その他の方法により被相続人を特別に扶養したり、被相続人の財産の維持または増加に特別に寄与した者」に寄与分を認める規定へと改められた（→3.1）。

⑤特別縁故者に対する分与制度の新設（韓国民法1057条の2）

法律上相続権はないが、被相続人と生計を共にしたり、被相続人の療養看護をした者に対して、相続財産の分与を認める規定が新設された。この制度の新設により、相続権のない事実上の配偶者、事実上の養子、被相続人を献身的に看護した被相続人の知人等が相続財産の分与を受けることができるようになった。

（4） 2002年改正（2002年1月14日法6591号）⁽⁸⁾

2002年改正における主な改正点は、① 相続回復請求権の除斥期間の改正、② 限定承認規定の改正（→6.2）である。

（5） 2005年改正（2005年3月31日法7427号）⁽⁹⁾

2005年3月31日改正では、親族法の改正が主であり、相続法の根本的な改正はなかった。親族法では戸主制度が廃止され、親養子（特別養子）制度が導入される等重要な改正が行われた。なお、戸主制度の廃止に伴い、戸籍法に代わる「家族関係の登録等に関する法律」（2007年5月17日公布、法8435号）が施行されることとなり、個人を基準とした家族関係の発生及び変動を記録する「家族関係登録制度」に移行することとなった。⁽¹⁰⁾

（6） 2007年改正（2007年12月21日法8720号）⁽¹¹⁾

男子18歳、女子16歳になっていた婚約年齢と婚姻年齢を男女ともに、18歳に改正し、協議離婚において、いわゆる離婚熟慮期間を導入し、父母の権利になっていた面接交渉権を子に対しても認める改正を行った。

（8） 李勝雨「韓国における最近の民法改正：家族法」ジュリストNo.1362（2008）92-93頁、高・前掲『韓国社会と法』156-157頁。

（9） 法律時報88巻11号・前掲「韓国の戸籍制度と住民登録制度」21-25頁、ジュリストNo.1362・前掲「韓国における最近の民法改正：家族法」93-97頁。

（10） 高・前掲『韓国社会と法』21頁。

（11） ジュリストNo.1362・前掲「韓国における最近の民法改正：家族法」98頁。

(7) 2011年改正（2011年3月7日法10429号）⁽¹²⁾

成年年齢が満20歳から満19歳へと引き下げられた。また、既存の禁治産、限定治産制度が廃止され、成年後見制度⁽¹³⁾・未成年後見制度が新設された。

(8) 2011年改正（2011年5月19日法10645号）⁽¹⁴⁾

離婚等により単独親権者として親権を行使していた父または母が死亡等により親権行使できなくなった場合に、一方の親の親権復活についての規定は存在しないが、実務上、自動的に親権が復活して親権者となる取り扱いがされてきた。これに関して、生存する父または母、未成年者、その親族が単独親権者の死亡事実を知った日から1か月、死亡した日から6か月以内に、家庭法院に対して、生存する父または母を親権者として指定することを請求できる旨の規定が新設された（韓国民法909条の2）。

(9) 2012年改正（2012年2月10日法11300号）⁽¹⁶⁾

未成年者の養子縁組には家庭法院の許可が必要である旨、協議離婚は廃止され、未成年者の離婚は裁判のみで認める旨が規定され、親養子の子となる者の年齢を、15歳未満から19歳未満へと引き上げる改正がなされた。

(10) 2014年改正（2014年10月15日法12777号）⁽¹⁷⁾

改正前の韓国民法では、親権喪失宣告の規定しか存在しなかったため、親権喪失の厳格な要件をみたさない限り、児童を保護することが困難な状況にあった。そこで具体的事案に応じて、子の生命・身体を保護するために必要最小限の親権制限を可能にするため、親権の一部制限、一時停止制度、親権者の同意に代わる裁判の規定が新設されることとなった。⁽¹⁸⁾

(12) 金祥洙「成年後見人に関する民法改正案について(上)(下)」国際商事法務37巻12号（2009）171頁、金亮完「成年後見の導入・成年年齢の引き下げに関する韓国民法改正案の成立(上)(下)」戸籍時報667号（2011）2頁。

(13) 正確には、成年後見、限定後見、特定後見、任意後見が規定された。日本民法における成年後見、保佐、補助、任意後見制度に該当する。

(14) 金亮完「韓国の親権法改正」戸籍時報671号（2011）47頁。

(15) 大判1994年4月29日94ダ1302。

(16) 金亮完「養子法及び婚姻法に係る韓国家族法の改正」戸籍時報687号（2012）43頁。

(17) 金亮完「韓国における児童虐待防止のための最近の立法（1）」戸籍時報716号（2014）13-17頁、金亮完「韓国における児童虐待防止のための最近の立法（2・完）—親権法改正および児童虐待処罰特例法の制定—」戸籍時報717号（2014）6-13頁。

(18) 日本においても、平成23年6月の親権制度改正により親権停止制度（日本民法834条の2）が

2 韓国相続法の特徴

前章で概観したとおり、韓国相続法は、1990年に革新的な改正がなされたといえる。その特徴としては、①韓国の伝統的な戸主相続制度を廃止し、親族編の中に戸主承継制度として編入したこと②均分共同相続への転換③相続権の男女不平等の解消が挙げられる⁽¹⁹⁾。

まず、①戸主相続制度の廃止について述べるにあたって、戸主相続制の概要についてみておく。まず、改正前法は、一家の系統を継承した者、分家した者、その他の事由により一家を創立した者または復興した者は戸主となると定めた。つまり、戸主制度の目的は、祖先祭祀や血族の承継ないし永続性といったものを具体化するものである。戸主が死亡した場合には、祖先祭祀や血族の承継ないし永続性を保つために戸主相続が開始されるが、相続人の順位は、被相続人の直系卑属男子、被相続人の家族（その家に入籍している）である直系卑属女子、被相続人の妻の順位になっていた。そして、直系卑属男子が数人いる場合には、長男が戸主相続人となり、直系卑属男子がいない場合には、被相続人の家族である直系卑属女子、被相続人の妻など、女性も戸主を相続することができた。また、戸主相続人は、戸主相続権を放棄できず、戸主の直系卑属長男は、本家の系統を継承する場合を除き一切他家の養子となることはできないとされていた。1990年改正により、「戸主相続」に関する規定は削除され、戸主相続費用、代襲相続、墳墓等の承継などの戸主相続の関連規定も削除されることとなった。

次に、②均分共同相続への転換についてであるが、①戸主相続制を廃止したことに伴い、同順位の相続人は、均分共同相続とすることにした。すなわち、男・女、未婚・既婚、嫡出子・非嫡出子、自然血族・法定血族を区分せず、相続分を均等することとした⁽²⁰⁾。そして、戸主相続人の相続分の5割加算の規定を廃止することとした。

そして、③相続権における男女不平等の解消についてであるが、戸主相続制そのものが、長男優先主義に立っており、男女平等に反するものであったため、①戸主

新設された。もっとも、親権の一部制限や親権者の同意に代わる裁判の規定は韓国独自の制度である。

(19) 権＝権藤・前掲『改正 韓国親族相続法』10-14頁。

相続制の廃止に伴い、男女平等の精神に反する関連規定も削除されることとなった。具体的には、戸主承継を目的とする直系卑属男子の去家禁止規定の削除、女戸主が家を継承する男子の入籍により戸主から家族になるとする規定の削除、妻の直系卑属入籍の場合における夫家の戸主の同意権の削除、戸主の家族に対する居所指定権の削除等である。また、配偶者の相続順位において、夫が相続人である場合と妻が相続人である場合に差別をおいていた相続順位を平等に改め、妻のみに認められていた代襲相続権を夫と妻双方に認めることとした。⁽²¹⁾

Ⅱ 相続制度上の主要な相違点⁽²²⁾

1. 法定相続

1.1 相続順位における相違点

日本民法における法定相続は、被相続人の配偶者が常に相続人となり（日本民法890条）、配偶者と共に①第1順位「被相続人の子」（同法887条1項）、②第2順位「被相続人の直系尊属」（同法889条1項1号）、③第3順位「被相続人の兄弟姉妹」（同条項2号）の順位で共同相続することとなる。これに対し、韓国民法では、被相続人の配偶者は、①第1順位「被相続人の直系卑属」（韓国民法1000条1項1号、②第2順位「被相続人の直系尊属」（同条項2号）が存在する場合に、共同相続人となる（韓国民法1003条1項）。被相続人の直系卑属、直系尊属がいなかった場合には、被相続人の配偶者の単独相続となる。被相続人の直系卑属、直系尊属、配偶者がいない場合には、③第3順位「被相続人の兄弟姉妹」（同条項3号）が相続人となり、被相続人の直系卑属、直系尊属、配偶者、兄弟姉妹もない場合に、④第4順位「被相続人の4親等以内の傍系血族」（同条項4号）が相続人となる。⁽²³⁾

(20) 高・前掲『韓国法』272頁。

(21) 権＝権藤・前掲『改正 韓国親族相続法』11-12頁。

(22) 現行の韓国民法については、韓国六法編集委員会(編)『現行韓国六法』（ぎょうせい、2019）、大韓民国電子官報「法令検索」（<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchKeyword.do>）を参照。

(23) 金・前掲『注釈 大韓民国相続法』66-71頁。

表 1 相続順位

	日本民法第887条、889条、890条	韓国民法第1000条、1003条 ⁽²⁴⁾
第 1 順位	配偶者及び子	配偶者及び直系卑属
第 2 順位	配偶者及び直系尊属	配偶者及び直系尊属
第 3 順位	配偶者及び兄弟姉妹	配偶者がいない場合は 兄弟姉妹 (配偶者がいる場合は配偶者の単独相続)
第 4 順位		配偶者がいない場合は 4 親等以内の傍系血族 (配偶者がいる場合は配偶者の単独相続)

*筆者作成

1.2 第 1 順位の相続人

被相続人が死亡した際に、日本では、配偶者及び第 1 順位の子が相続人（子が死亡している場合には孫）となる。これに対して、韓国では、配偶者と第 1 順位の直系卑属（子、孫、曾孫、玄孫）が相続人となる。子が死亡している場合には、孫が、さらに孫が死亡している場合には曾孫が相続人となる。日韓で大きく異なる点は、相続分割である。配偶者と子の相続分の割合は、日本では、配偶者が常に相続財産全体の 2 分の 1 を確保し、子は、子の数に応じて残りを按分相続することになる。これに対し、韓国では、配偶者の相続分は子の相続分の 5 割加算⁽²⁵⁾をすることとなる。表 2 のとおり、子が多ければ多いほど、配偶者の相続分は少なくなる。なお、日本においては、平成30年改正法により、配偶者保護の観点から、配偶者が被相続人の死後も被相続人所有の不動産に居住し続けることができる配偶者居住権（日本民法第1028条）が新設されたが、韓国ではこのような規定は存在しない⁽²⁶⁾。これらの相違点を踏まえると、日本民法では配偶者の地位の安定に重きをおいているのに対し、韓国民法では子の保護ひいては相続人全体の利益保護を重要視していると考えられることができる。

(24) 金・前掲『注釈 大韓民国相続法』66頁。

(25) なお、改正前法では、妻に限って、直系卑属の 5 割加算を認めていたが、男女平等の観点から、夫も等しく 5 割加算の相続分を認める内容に改正された（高・前掲注（1）155頁）。

(26) 『「民法（相続関係）等の改正に関する要項案」の概要』（NBL1116号）（商事法務、2018年）6 頁。

表 2 配偶者と子の相続分割合

	日本民法第900条 1 号、4 号	韓国民法第1009条第 2 項
配偶者及び 子 2 人 の 場合	配偶者：子 = 1 : 1 (配偶者の相続分 2 分の 1) 50%	配偶者：子 = 3 : 2 (配偶者の相続分 5 分の 3) 60%
配偶者及び 子 2 人 の 場合	配偶者：子：子 = 2 : 1 : 1 (配偶者の相続分 2 分の 1) 50%	配偶者：子：子 = 3 : 2 : 2 (配偶者の相続分 7 分の 3) 43%
配偶者及び 子 3 人 の 場合	配偶者：子：子：子 = 3 : 1 : 1 : 1 (配偶者の相続分 2 分の 1) 50%	配偶者：子：子：子 = 3 : 2 : 2 : 2 (配偶者の相続分 9 分の 3) 33%

* 筆者作成

1.3 第2順位の相続人

被相続人に子がない場合、配偶者と第2順位の直系尊属（親、祖父母）が相続人となる点は、日韓共通である。しかしながら、相続分の割合が異なる。日本では、配偶者の相続分が相続財産全体の3分の2であるのに対し、直系尊属の相続分は3分の1である。これに対し、韓国では、配偶者の相続分は、子の場合と同様に、直系尊属の5割加算となる。したがって、表3のとおり、日本の方が、親が一人生存している場合には6%、親が二人生存している場合には、23%も配偶者の取り分が多いということになる。以上より、直系尊属と配偶者の関係においても、日本は配偶者の生活の保護をより重要視していると考えられるのに対し、韓国では親を含む相続人全体の保護を図っていると考えられる。

表 3 配偶者と直系尊属の相続分割合

	日本民法第900条 2 号	韓国民法第1009条第 2 項
配偶者及び 親 1 人 の 場合	配偶者：親 = 2 : 1 (配偶者の相続分 3 分の 2) 66%	配偶者：親 = 3 : 2 (配偶者の相続分 5 分の 3) 60%
配偶者及び 親 2 人 の 場合	配偶者：親：親 = 4 : 1 : 1 (配偶者の相続分 3 分の 2) 66%	配偶者：親：親 = 3 : 2 : 2 (配偶者の相続分 7 分の 3) 43%

*筆者作成

1.4 第3順位の相続人

日本では、被相続人に子も直系尊属もない場合、配偶者と第3順位の兄弟姉妹が相続人となる。これに対し、韓国では、配偶者がいれば、配偶者のみが単独相続人となる。配偶者がいない場合には、兄弟姉妹が第3順位の相続人となる。

1.5 第4順位の相続人

日本では、被相続人の配偶者及び兄弟姉妹もない場合には、相続人不存在となり、相続財産は特別縁故者または国庫に帰属することとなる。これに対し、韓国では、被相続人の4親等以内の傍系血族（3親等の傍系血族としておじ・おば、甥・姪、4親等の傍系血族としていとこ、祖父母の兄弟姉妹）が第4順位の相続人となり、第4順位の相続人もいない場合には、相続財産は、日本と同様に、特別縁故者または国庫に帰属することとなる。

1.6 小括

配偶者と子の相続の場面では、日本民法においては、配偶者の権利保護が重視されているのに対し、韓国民法においては子の権利ひいては相続人全体の利益保護が重視されていると考えられる。配偶者と兄弟姉妹の相続の場面では、韓国では、配偶者が存在する場合には、配偶者の単独相続となっており、兄弟姉妹は、被相続人の財産形成に関与しないため、配偶者と同視すべきでないとの考えに立っているといえる。その一方で、第4順位として、4親等内の被相続人の傍系血族にまで広く相続を認めていることからすると、被相続人の財産は、基本的には被相続人の家

系に属すべきとの考えに立っているものと思われる。⁽²⁷⁾

2 代襲相続

2.1 代襲相続における相違点

日本民法第887条 2 項	韓国民法第1001条、1003第 2 項 ⁽²⁸⁾
第887条 2 項 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条【相続人の欠格事由】の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。	第1001条 前条第 1 項第 1 号と第 3 号の規定によって、相続人となるべき直系卑属又は兄弟姉妹が相続開始前に死亡するか又は欠格者となった場合に、その直系卑属があるときには、その直系卑属が死亡又は欠格となった者の順位に代わり相続人となる。 第1003条 2 項 第1001条の場合において、<u>相続開始前に死亡又は欠格した者の配偶者は、同条の規定による相続人と同順位で共同相続人となり、右の相続人がいないときは単独相続人となる。</u>

代襲相続における大きな相違点は、韓国民法では、被代襲者の子と配偶者は共同で代襲相続し、同順位の被代襲者の直系卑属がない場合には、被代襲者の配偶者が⁽²⁹⁾単独で相続人となる点である（韓国民法1003条 2 項）。すなわち、諸外国の立法例では稀である、被相続人と血族関係にない配偶者にも相続が認められている。⁽³⁰⁾なお、被代襲者が死亡した後、被代襲者の配偶者が再婚した場合には婚姻関係は消滅することから、代襲相続は認められない。韓国における代襲相続の要件は、①相続人が被相続人の死亡前に死亡しているか②欠格事由に該当していることが必要である。日本においても、①相続人が被相続人の死亡前に死亡していることまたは②欠格事由に該当していることは共通であるが、③家庭裁判所による申立によって相続人が廃除された場合も代襲相続の発生原因となりうる点異なる点である。

(27) なお、改正前法では、第 4 順位の相続人を「被相続人の 8 親等以内の傍系血族」と規定していた（高・前掲注（1）154頁）。

(28) 金・前掲『注釈 大韓民国相続法』77頁。

(29) 権・前掲『改正 韓国親族相続法』306頁。

(30) 高・前掲『韓国法』273頁。

2.2 再代襲相続

韓国民法1001条では、代襲者は「直系卑属」と規定されているため、被相続人の子に代襲原因が発生すれば、孫が代襲相続し、さらに孫に代襲原因が発生すれば、曾孫が代襲相続することとなる。この点において、日本民法でも887条3項で、887条2項の代襲相続を準用する規定がおかれているため、日本でも再代襲相続を認めている。なお、韓国民法では、兄弟姉妹の代襲においても「直系卑属」とされていることから、兄弟姉妹の孫、曾孫がいる場合にも再代襲相続が認められることとなるが、日本では、再代襲の887条3項を兄弟姉妹に準用する規定がないことから、兄弟姉妹についてはその子供一代限りの代襲相続が認められ、兄弟姉妹の孫までは再代襲を認めないこととしている。

2.3 代襲相続人の相続分

代襲相続人の相続分は、被代襲相続人の相続分となる。被代襲相続人の直系卑属が数人いる時は、被代襲相続人の相続分を代襲相続人の法定相続分に従って均等に相続する。被代襲相続人の配偶者と直系卑属で共同相続する場合には、直系卑属の相続分の1.5倍が配偶者の相続分となる（韓国民法1010条2項）。

2.4 小括

代襲相続の場面における重要な相違点は、韓国では、被相続人の子（被代襲者）が被相続人よりも先に死亡した場合に、被代襲者の子と被代襲者の配偶者が共同相続する点にある。日本では、基本的に姻族に対して相続権は認めないのに対し、韓国では代襲相続において、姻族に相続権を認めている。被相続人の子（夫）が先に死亡した際に、被代襲者の配偶者（妻）が被相続人の療養看護に努めるなどして被相続人の財産形成に貢献する場面が想定されることから、被代襲者の配偶者の権利保護の観点から、孫との共同相続を認めたものと考えることができる。もっとも、日本においても、平成30年改正法により、特別寄与料請求権（日本民法1050条）が規定されたことにより、被相続人の療養看護に努めた相続人以外の親族に特別寄与料の請求を認めることとなった⁽³¹⁾。このことから、被代襲者の配偶者の生活の保護は、日本においては特別寄与料請求権によって担保されるということができる。

(31) 大村敦志＝窪田充見（編）『解説民法（相続法）改正のポイント』（有斐閣、2019年）156-159頁。

3 寄与分

3.1 寄与分における相違点

日本民法第904条の2第1項	韓国民法第1008条の2第1項 ⁽³²⁾
第904条の2第1項 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第900条から第902条【法定相続分、代襲相続人の相続分、遺言による相続分の指定】までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。	第1008条の2第1項 共同相続人の中に、<u>相当な期間、同居・看護</u>その他の方法によって被相続人を特に扶養し、又は被相続人の財産の維持や増加に特に寄与した者がある場合、相続開始当時の被相続人の財産価額から共同相続人の協議によって定められたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第1009条及び第1010条によって算定された相続分に寄与分を加算した額をもってその者の相続分とする。

寄与分制度については日韓共通で、共同相続人の中に、療養看護等により被相続人の財産の維持や増加に特別の寄与をした相続人がいるときは、相続分に寄与分を加算した額がその者の相続分となることが定められている。日韓における重要な相違点は、韓国民法では「相当な期間」における「同居・看護」が必要とされている点である。⁽³³⁾ 2005年改正法は、共同相続人間における実質的な公平を図るために、相当な期間、同居・看護しながら、被相続人を扶養した相続人について、寄与分を認めることとした。⁽³⁴⁾ 「相当な期間」における同居・看護について大法院は、「成年である子が、扶養義務の存否やその順位にとらわれることなく、自ら進んで長期間その父母と同居しながら、生計維持の水準を超える、扶養者自身と同じ生活水準を維持する扶養をした場合には、扶養の時期、方法及び程度の面から、それぞれ特別な扶養がなされたとみて、各共同相続人間の公平を図るという側面から、その父母の相続財産に対して寄与分を認めるのが相当である」と判示している。⁽³⁶⁾

(32) 在日コリアン弁護士協会・前掲『新・韓国家族法』298頁。

(33) 在日コリアン弁護士協会・前掲『新・韓国家族法』297-299頁。

(34) 高・前掲『韓国法』272頁。

(35) 一方、配偶者の看病の場合には、夫婦の扶養義務の履行にすぎないとして、特別の扶養を否定する大法院判例も存在する（大決1996年7月10日95ス30・31）。

3.2 寄与分の特則規定

2005年改正法律案においては、韓国民法1008条の3として「共同相続人の中に被相続人と相当な期間の間同居しながら扶養した相続人（被相続人の配偶者を除く）の相続分は、その固有の相続分の5割の加算の範囲内でこれを加算する」という寄与分規定の特則が新設される予定であった。しかしながら、この改正案は結局不成立となった。その理由としては、①共同相続人の一人が両親と同居して献身的に看病した場合に、被相続人の財産維持や増加について相続分の5割以上に相当する扶養や寄与がある場合があり、「5割」の範囲内と確定することはむしろ特別扶養した相続人に不利益となる場合があること、②「相当な期間」という言葉自体が不確定な概念であり、子が交代で同居しながら親を看護する場合や数年間、子の一人が看病した後、親が死亡するまでの間、子一人が看病する場合などもあり、扶養期間や態様が様々であることから、一律に固有の相続分の5割とするのは妥当でないなどが考えられる。この寄与分の特則における「5割」という数字については、1990年改正前の民法では、長男が親の面倒を見ることが多く、他の兄弟姉妹の相続分より相続分を5割加算としていたことに由来すると考えられるが、1990年改正により、子の相続分は均等に扱うこととなったため、均分共同相続制の原則から考えても一律に5割加算とすることは相当でないと考えられる。

4 祭祀承継

日本民法897条では、祭祀承継の決定について①被相続人の指定②慣習③家庭裁判所の指定の順に定まると規定されているが、韓国民法では、祭祀承継の決定方法について明示規定は存在しない。祭祀承継の決定に関するルールについては、大法院2008年11月20日判決⁽³⁶⁾において、①相続人らの協議による決定②協議が成立しない場合は長男（男子がいない場合には長女）③長男に祭祀承継者の地位を維持できない特段の事情がある場合には、他の相続人が祭祀承継者になる旨判示されている。ここでいう「特段の事情」⁽³⁹⁾とは、①重度の病気②長期間にわたる浪費と放浪生活③

(36) 大判1998年12月8日97ㄹ513・520。

(37) 金・前掲『注釈 大韓民国相続法』139-140頁。

(38) 대법원 2008. 11. 20. 선고 2007다27670 전원합의체 판결| 사법정보공개포털 관례。

長期間の海外居住④深刻な経済的困窮⑤親への虐待や激しい侮辱または危害を加える行為⑥先祖の墳墓に対する管理怠慢・祭祀拒否⑦父母の遺志に著しく反する行為があるなど「正常に祭祀を主宰する意思や能力がない」場合を指すと解される。

5 相続放棄

5.1 相続放棄における相違点

日本民法915条 1 項、939条	韓国民法1019条 1 項、1042条、1043条 ⁽⁴⁰⁾
第915条 1 項 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から 3 か月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。 第939条 相続の放棄をした者は、その相続に関して、初めから相続人とならなかったものとみなす。	第1019条 1 項 相続人は、相続開始のあったことを知った日から 3 か月以内に、単純承認若しくは限定承認又は放棄をすることができる。ただし、この期間は、利害関係人または検事の請求によって、家庭法院がこれを延長することができる。 第1042条 相続の放棄は、相続開始の時に遡って、その効力を生ずる。 第1043条 相続人が数人ある場合に、ある相続人が相続を放棄したときは、その相続分は他の相続人の相続分の比率でその相続人に帰属する。

相続放棄の要件については、「相続放棄があったことを知った日から」「3 か月以内」とされており、日韓共通である。また、相続放棄の効果も相続開始時の遡及効を認めていることから、日韓共通であると言える。しかしながら、「相続開始が

(39) 2008年判決は特段の事情について詳細を述べている（『어떤 경우에 제사주재자의 지위를 유지할 수 없는 특별한 사정이 있다고 볼 것인지에 관하여는, 제사제도가 관습에 바탕을 둔 것이므로 관습을 고려하되, 여기에서의 관습은 과거의 관습이 아니라 사회의 변화에 따라 새롭게 형성되어 계속되고 있는 현재의 관습을 말하므로 우리 사회를 지배하는 기본적 이념이나 사회질서의 변화와 그에 따라 새롭게 형성되는 관습을 고려해야 할 것인바, 중대한 질병, 심한 낭비와 방탕한 생활, 장기간의 외국 거주, 생계가 곤란할 정도의 심각한 경제적 궁핍, 평소 부모를 학대하거나 심한 모욕 또는 위해를 가하는 행위, 선조의 분묘에 대한 수호・관리를 하지 않거나 제사를 거부하는 행위, 합리적인 이유 없이 부모의 유지(유지) 내지 유훈(유훈)에 현저히 반하는 행위 등으로 인하여 정상적으로 제사를 주재할 의사나 능력이 없다고 인정되는 경우가 이에 해당하는 것으로 봄이 상당하다』(前掲・출처: 대법원 2008. 11. 20. 선고 2007다27670 전원합의체 판결).

(40) 權・前掲『改正 韓国親族相続法』308頁、311頁。

あったことを知った日から」の起算点については、日韓で見解が異なる。

日本においては、「相続開始があったことを知った日から」とは、原則として「相続人であることを知った日」としながらも、相続人において相続開始の原因となる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった時から3か月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、このように信ずるについて相当な理由がある場合には、「相続財産の全部または一部の存在を認識した時または認識しうべき時」⁽⁴¹⁾を起算点とすることにより、相続債務の存在を過失なく知らなかった相続人の救済を図っている。

これに対し、韓国民法では「相続放棄があったことを知った日」とは「相続の原因となる事実の発生を知ることによって自己が相続人となったことを知った日」としており、「相続債務の存在を知らなければ考慮期間が進行しないものではない」⁽⁴²⁾としている。このため、相続債務の存在を知らずに相続放棄をすることができなかった相続人救済のために、2002年改正法により、韓国民法1019条3項【特別限定承認】⁽⁴³⁾の規定を新設することとなったのである。⁽⁴⁴⁾(→6.2)

5.2 相続放棄の対外的効力

在日韓国人による日本国内で行われた相続放棄の効果が、韓国内にも及ぶかについては、明確でないのが現状である。東京地判平成13年5月31日の事案では、日本における相続放棄申述に遅れて、ソウル家庭法院に対してなされた相続放棄の申述を申立期間の徒過を理由に却下しており、日本国内における相続放棄の効果が当然に韓国内に及ぶわけではないことを前提としていると考えられる。そのため、日本国内だけでなく、韓国内にも相続債務がある場合には、日本及び韓国両方において相続放棄の申述が必要であると解される。

5.3 配偶者及び直系卑属が二人いる場合に、直系卑属の一人が相続放棄をした場合の法律問題

相続放棄の効果として、韓国民法第1043条で「相続人が数人ある場合に、ある相続人が相続を放棄したときは、その相続分は他の相続人の相続分の比率でその相続

(41) 最大判昭和59・4・27民集38巻6号698頁。

(42) 大判1991年6月9日ス1。

(43) 在日コリアン弁護士協会・前掲『新・韓国家族法』307頁。

(44) 東京地判平成13年5月31日民集57巻6号677頁。

人に帰属する」となっている。もっとも、複数人いる直系卑属の一人が相続放棄をした場合、被相続人の配偶者の相続分がどうなるかについては学説が分かれている。

例えば、法定相続人が、配偶者と直系卑属二人（X及びY）の場合、直系卑属一人（X）が相続放棄した場合の配偶者の相続分の割合についてどうなるかという問題である。

- ①直系卑属分配説 前述の例の場合、相続放棄をした直系卑属Xの相続分は、もう一人の直系卑属Yに全部相続される。
- ②配偶者分配説 前述の例の場合、相続放棄をした直系卑属Xの相続分は、配偶者と直系卑属Yで3：2の割合で配分される。

相続放棄をした時の効果は、表4の通り、直系卑属分配説では、日韓で結論が共通することとなり、配偶者分配説では日韓で結論が分かれることとなる。韓国民法では、表1のとおり、子の数に応じて、配偶者の相続分が変動することが前提となっているため、韓国民法の法律構造からすると、②配偶者分配説の方が自然な帰結であるといえそうである。

表4 配偶者及び直系卑属XとY2人のうち、Xが相続放棄をした場合の帰結

	日本	韓国
①直系卑属分配説	配偶者：直系卑属Y = 2分の1：（4分の1 + 直系卑属Xの4分の1） = 1：1	配偶者：直系卑属Y = 2分の1：（4分の1 + 直系卑属Xの4分の1） = 1：1
②配偶者分配説		直系卑属Xの分を 1.5：1で分配する。 配偶者：直系卑属Y = 3：2

*筆者作成

5.4 被相続人の配偶者、子、孫がいる場合に子全員が相続放棄した場合、被相続人の配偶者及び孫が共同相続人となるかについての重要判例

被相続人（夫）が死亡し、妻と複数の子、孫がいる場合、子が全員相続放棄した

場合に、配偶者である妻と孫が共同相続人になるのか問題となる。

韓国の従前の判例⁽⁴⁵⁾では、子全員が相続放棄した場合には妻と孫が共同相続人となるとされてきた。その理由として、韓国民法1000条 1 項 1 号では、第 1 順位の相続人を「被相続人の直系卑属」と規定しているため、子が相続放棄した場合は、法定相続の原則に従って第 1 順位の孫が相続人となると判断されてきたためである。しかしながら、韓国憲法裁判所2023年 3 月23日判決⁽⁴⁶⁾（以下、2023年判決という）により、従前の判例は変更され、孫と配偶者の共同相続とはならず、配偶者の単独相続⁽⁴⁷⁾となることが明示された。

その理由として、2023年判決は、次のように判示した。

① 被相続人の配偶者と子が複数いる場合に、子全員が相続放棄した場合の1043条の「他の相続人」とは、残る配偶者を指すため、配偶者のみが単独相続することになる。

② 相続放棄は、被相続人の消極財産が積極財産を超える場合の相続において、重要な意味を有し、相続放棄をした被相続人の子は、自分の子に継承されることを防止するために相続放棄をしたと見るのが自然であるため、被相続人の子は、自身の子に相続債務を承継させる意思がないと考えるのが適当である。

③ 被相続人の孫が相続人となるとすると、別途孫数人の相続放棄手続が必要となり、相続債権者と相続人との間で無用な紛争を増加させ、時間と費用がかかるため、配偶者が単独相続人となる方が法律関係を簡明にすることができる。

以上のとおり、韓国憲法裁判所は、被相続人の子の意思の尊重、相続債権者と相続人らの間の複雑な法律関係の回避といった実務的な理由から、被相続人らの子が全員相続放棄した場合には、相続人の配偶者が単独相続すると判断した。

(45) 대법원 2015. 5. 14. 선고 2013다48852 판결 | 사법정보공개포털 관례.

(46) 대법원 2023. 3. 23.자 2020그42 전원합의체 결정 | 사법정보공개포털 관례.

(47) なお、2023年判決の反対意見は、「相続放棄に関する韓国民法1043条は、民法1000条、1003条の相続人の順位決定の原則を前提として解釈しなければならない。1043条の解釈により相続人を変更すると、相続人の順位決定の原則が崩れるためである。すなわち、被相続人の配偶者は、被相続人に直系卑属又は直系尊属がある場合、必ず彼らと共同相続をしなければならないが、被相続人に孫子又は直系尊属あるにもかかわらず、民法1043条を挙げて配偶者が単独相続人になると解釈することは、上記のような相続人決定の原則に反すると述べている（前掲・대법원 2023. 3. 23.자 2020그42 전원합의체 결정参照）。

5.5 被相続人の配偶者及び子全員が相続放棄した場合の帰結⁽⁴⁸⁾

被相続人の配偶者及び子全員が相続放棄をした場合、日本民法では第1順位の配偶者及び子が最初から相続人でなかったものとみなされることにより、第2順位の被相続人の親が相続人となる。これに対し、韓国民法では、第1順位は「直系卑属」と規定されているため、孫がいる場合は、孫が相続人となる。

5.6 小括

2023年判決は、相続放棄する被相続人の子らの意思を尊重するとともに、相続債権者と相続人との間の無用な紛争を防止するという観点から、従前の判例を変更したものと見える。すなわち、相続人らが相続放棄をする場面は、相続債務が残存している場合が多いことから、相続放棄をした被相続人の子は、自身の子（被相続人の孫）に相続債務を承継させたくないというのが通常であり、被相続人の孫を相続人とするのは適切ではないという判断に基づき、1043条における「他の相続人」の解釈を被相続人の配偶者に限定したものと見える。

他方で、被相続人の子及び配偶者が共に相続放棄した場合は、1043条の文言の解釈の余地はないため、5.5の帰結のとおり、通常の本位相続として被相続人の孫が相続人となることになる。子及び配偶者が共に相続放棄をした場合も、被相続人の孫が相続債務を承継する可能性があることは2023年判決と同様であるといえるものの、そもそも1043条が複数の相続人のうち特定の一部分が相続放棄をした場合の規定であり、全員が相続放棄した場合の規定ではないため、1043条の文言解釈をする余地がないことから、法定相続の原則に従って、第1順位の「直系卑属」が相続人となる帰結となると見える。

なお、2023年判決の反対意見（注47）が示しているとおり、相続放棄の効果には遡及効が生じ、通常は法定相続の原則に従うことになることからすれば、1043条を限定解釈することで相続人の順位決定の原則が崩れる可能性は否定できないため、配偶者と子がいる場合で、子が全員相続放棄した場合には「他の相続人」を「配偶者」に限ると明示する規定が今後新設される可能性はあるのではないかと考える。なお、日本民法においては、第1順位の相続人を「被相続人の子」（日本民法887条1項）と規定しており、相続放棄は代襲相続の原因とならないため、被相続人の

(48) 大判1995年9月26日95ダ27769参照。

子が全員相続放棄した場合には、配偶者と第2順位の相続人が相続人となる帰結となる。したがって、子が相続放棄した場合に被相続人の孫が相続するかどうかという問題は、法定相続の第1順位を「被相続人の卑属」と規定する韓国相続法独自の論点であるといえることができる。

6 限定承認

6.1 限定承認における相違点

日本民法922条、923条	韓国民法1028条、1029条 ⁽⁴⁹⁾
第922条 相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることができる。 第923条 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。	第1028条 相続人は、相続人により取得する財産の限度において被相続人の債務と遺贈を弁済することを条件として、相続を承認することができる。
	第1029条 相続人が数人あるときは、 <u>各相続人はその相続分に応じて取得すべき財産の限度において、その相続分に応じた被相続人の債務と遺贈を弁済することを条件として、相続を承認することができる。</u>

限定承認は、相続によって得た財産の限度において被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを条件に相続の承認をすることであり、日韓共通である。日韓で大きく異なる点は、日本では、相続人が複数あるときは、全員合意のもとで、共同で限定承認することになっているのに対し（日本民法923条）、韓国では、相続分に応じて取得すべき財産の範囲で、相続分に応じた債務の弁済を条件に、相続人単独での限定承認を認めている点である（韓国民法1029条）。韓国が個人の限定承認を認めている理由は、相続における個人主義の原則を尊重したものである。これに対し、日本民法においては、相続における財産分配の場面で、個別の限定承認を許すと、相続債権者及び相続人間での法律関係が煩雑になることから、相続人共同での限定承認を要求しているものといえる。

(49) 権・前掲『改正 韓国親族相続法』309頁参照。

6.2 特別限定承認制度

特別限定承認は、韓国独自の制度である。特別限定承認とは、相続人が、相続債務が相続財産を超過する事実について重大な過失なく相続放棄の熟慮期間内に知ることができず、単純承認をしてしまった場合に、その事実を知った日から3か月内に限定承認ができるというものである（韓国民法1019条3項）。

この規定は、韓国民法1019条1項の「相続開始のあったことを知った日」について「相続の原因となる事実の発生を知ることによって自己が相続人となったことを知った日」と解釈していることにより、相続債務の存在を知らないまま相続放棄をすることがかなわなかった相続人救済のために、2002年改正法により新設された規定である。この規定は、熟慮期間の徒過により一律に法定単純承認となるという韓国民法1026条2号⁽⁵⁰⁾の規定は、財産権と私的自治権を保障した憲法に違反するという憲法不合致決定⁽⁵¹⁾を受けて相続人救済のために新設されたものである⁽⁵²⁾。

6.3 小括

韓国における限定承認制度の特徴は、①共同相続における個人での限定承認②特別限定承認が認められている点にある。被相続人が在日韓国人で生活の本拠地が日本である場合には、日本に管轄が認められ、日本の家庭裁判所に対する限定承認の申述が可能であることから、①相続人が複数共同相続における単独での限定承認の申述を希望する場合や②相続放棄の熟慮期間を徒過してしまった際の特別限定承認のような場合に、日本の家庭裁判所に申述することにより、相続人の救済を図ることができる。もっとも、日本国内における限定承認の効力が、韓国内の相続債務に及ぶかについては明確ではないため、韓国内に相続債務や相続債権者がいる場合には、韓国の家庭法院⁽⁵³⁾に対しても限定承認の申述をした方がよいと考えられる。

(50) 韓国民法第1026条本文「〔法定単純承認〕 次の各号の事由がある場合には相続人が単純承認をしたものとみなす」、1026条2号「相続人が第1019条第1項の期間内に限定承認または放棄をしなかったとき」（権・前掲『改正 韓国親族相続法』309頁参照）。

(51) 憲法裁判所1998年8月27日決定。

(52) 権・前掲『改正 韓国親族相続法』317頁-318頁。

(53) 在日コリアン弁護士協会・前掲『新・韓国家族法』318頁。

7 遺言

7.1 遺言における相違点

日韓における遺言制度の相違点は、韓国民法においては（１）録音による遺言が認められている点、（２）自筆証書遺言で住所の自書が要求されている点、（３）秘密証書遺言の要件が緩やかな点、（４）危急時の遺言における要件が緩やかな点、（５）共同遺言が許容される点である。

（１）録音による遺言

録音による遺言は、遺言者が遺言の趣旨、その姓名と年月日を口述して、これに参加した証人が遺言の正確であることとその姓名を口述しなければならない（韓国民法1067条）。そして、録音を保管した者またはこれを発見した者は、遺言者の死亡後遅滞なく法院に提出して、その検認を請求しなければならない（同法1091条）。

（２）自筆証書遺言

自筆証書遺言については、遺言者がその全文、年月日、住所、姓名を自書して捺印しなければならない（韓国民法1066条1項）。その一方で、日本は、住所の自書は必要ではなく、平成30年改正法により遺言書に財産目録を添付する場合は財産目録について自書を必要としないこととなった（日本民法968条2項）。

（３）秘密証書遺言

秘密証書遺言については、韓国民法1069条では①遺言者が自己の姓名を記入した証書を厳封し、封印し、②これを2人以上の証人の前に提出し、自己の遺言書であることを表示し、③その封書表面に提出年月日を記載し、遺言者及び証人が各自署名または記名捺印し、④5日以内に公証人または裁判所書記官に提出し、その封印上に確定日付印を受けることが必要である。

これに対し、日本民法970条では、①遺言者が遺言書に署名押印、②遺言者がそれを封じ、遺言書と同じ印章で封印する、③公証人と2人以上の証人の前に封書を提出し、自己の遺言書である旨と氏名及び住所を申述し、④公証人が、その証書を提出した日付および遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者および証人とともにこれに署名し、印を押すことが必要となる。韓国では、遺言書自体への押印が不要であり、また封書表面への署名捺印も、証人のみでよいため、日本における秘密証書遺言よりも方式要件が緩和されているといえることができる。

（４）危急時の遺言

韓国民法では、疾病その他急迫した事由により、普通方式による遺言ができない場合には、遺言者が二人以上の証人の参与で、その一人に遺言の趣旨を口授して、その口授を受けた者がこれを筆記朗読し、遺言者と証人がその正確なことを承認した後、各自署名または記名捺印しなければならないとしている（韓国民法1070条1項）。そして、急迫した事由が終了してから7日以内に、証人または利害関係人が、家庭法院に遺言の検認を申請しなければならない（同法1070条2項）。これに対し、日本民法では、疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者が遺言をしようとするときは、証人3人以上の立会いをもって、その1人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印を押さなければならないとしている（日本民法976条1項）。そして、遺言の日から20日以内に、証人の1人又は利害関係人から家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない（同法976条4項）。

日韓で異なる点としては、①日本民法の方が必要な証人が3人と多い点②日本民法では遺言が遺言者の真意に基づくものかどうかにつき「確認」を必要としているのに対し、韓国民法では、遺言書の方式に関する検証で足りる点である⁽⁵⁴⁾。

日本では、危急時遺言について要件が厳格であるため、急迫時の遺言制度として利用しにくいといえるのに対し、韓国では、比較的要件が緩和であることから、日本より利用しやすい制度であるといえる。

（５）共同遺言の許容

韓国民法においては、日本民法975条のような共同遺言を禁止する規定をおいていないため、一つの遺言書で二人以上が遺言を作成することも可能であると解される。

(54) 在日コリアン弁護士協会・前掲『新・韓国家族法』350頁。

7.2 遺言執行者における相違点

(1) 遺言執行者の法的地位

韓国民法1103条1項では、「指定または選任による遺言執行者は、相続人の代理人とみなす」と規定されている。もっとも遺言執行者は、必ずしも相続人の利益のためだけに動くものではないため、遺言執行者を相続人の利益を代表する立場ないし相続人の付託を受けた立場と解するのは相当でないといえる。そこで、遺言者の権利能力の一部が死後も存続するが、それをそのまま認めることができないため、遺言者の地位を承継する相続人に仮託して代理人とみなすのが適当であると解釈している⁽⁵⁵⁾。この問題について、日本民法は、平成30年改正法により解決した。日本民法改正前1015条では、韓国民法同様に、遺言執行者を「相続人の代理人とみなす」としていたが、「遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する」(民法1012条1項)という規定に改めた。この規定により、遺言執行者は相続人の利益不利益に関わらず、遺言者の意思の実現のために必要な権利義務を有することが明言された⁽⁵⁶⁾。

(2) 遺言執行者の種類

韓国民法が規定する遺言執行者は、①指定による遺言執行者②法定による遺言執行者③選任による遺言執行者がある。

①遺言者が、遺言で遺言執行者を指定でき、遺言執行者の指定を第三者に委託することもできる(韓国民法1093条)。

②遺言者が遺言で遺言執行者を指定していない場合や、遺言執行者の指定を委託された第三者がこれを辞退した場合や指定による遺言執行者が、死亡、辞退、解任、欠格その他の事由でなくなった場合には、相続人が遺言執行者となり(同法1093条、1094条、1095条)、共同相続人は共同遺言執行者となる(同法1102条)。

③指定による遺言執行者も相続人もいないときは、利害関係人の請求により、家庭裁判所が遺言執行者を選任する(同法1096条1項)。

日本民法の場合、指定による遺言執行者がいない場合は、利害関係人の請求によって家庭裁判所が遺言執行者を選任することとなっている(日本民法1006条、

(55) 金・前掲『注釈 大韓民国相続法』361頁。

(56) 増田勝久「民法(相続法)改正法の解説」法の支配191号(2018年)77頁。

1010条）。これに対し、韓国民法では、指定による遺言執行者がいない場合は、家庭裁判所の選任より前に、まずは相続人が遺言執行者となることが規定されており、相続人による私的自治を裁判所の後見作用よりも重視していると考えられる⁽⁵⁷⁾。

7.3 小括

韓国民法では、録音による遺言や共同遺言が認められており、かつ秘密証書遺言及び危急時遺言についての方式要件は、日本より緩やかであるといえる。これに対し、自筆証書遺言については、平成30年改正法により日本民法の要件が緩和されたため、日本民法による方が簡易に作成可能であるといえる。もっとも、遺言の方式については、本国法適用の原則が除外され、①遺言を作成した地（行為地）②国籍地 ③ 住所地④常居所地⑤不動産所在地のいずれかの法に定める方式は全て有効とされるため（日本の遺言の方式の準拠法に関する法律 2条⁽⁵⁸⁾）、日本法、韓国法いずれの遺言の方式に則っていても、有効に遺言は成立するといえる。そのため、遺言の種類によって日本法、韓国法いずれの方式によるのが便宜的か、遺言者の意思に委ねるのが相当であるといえる。なお、公正証書遺言についての要件は日韓でほぼ同じであるといえるが、韓国内の財産については、韓国における不動産登記法や銀行実務が絡む問題であるため、韓国内で公正証書遺言を作成することが望ましいといえる⁽⁵⁹⁾。

遺言執行者については、その法的地位について、韓国でも学説が分かれているところである。韓国民法上では、遺言執行者を「相続人の代理人」とみなしていることから、平成30年改正前の日本民法上でも生じていた、遺言執行者の行為が相続人の利益に資さない場合における相続人と遺言執行者との紛争可能性を否定できないという問題が残る。これに対し、日本民法では平成30年改正により、遺言執行者は、遺言実現のために相続人とは独立した権限を持つ地位にあると位置づけたことにより、遺言執行者が単独で権限行使できる範囲が広がり、相続人や相続債権者と間の

(57) 在日コリアン弁護士協会・前掲『新・韓国家族法』361頁。

(58) なお、韓国国際私法50条3項においても、遺言の方式は①遺言または死亡当時の国籍地法②遺言または死亡当時の常居所地法③遺言当時の行為地法④不動産の常居所地法のいずれの法に定める方式でも有効である旨規定している。

(59) 在日コリアン弁護士協会・前掲『新・韓国家族法』348-349頁。

(60) なお、学説としては、民法が擬制した代理人である説、独立的に遺言の実現する職務を担当する者とする説などがある（金・前掲『注釈 大韓民国相続法』361頁参照）。

法律関係が明確になったといえる。今後、韓国民法1103条1項は前述した問題意識から改正がなされる可能性が高い規定であるといえる。

8 遺留分

8.1 遺留分における相違点

日本民法第1042条1項、1049条1項	韓国民法第1112条 ⁽⁶¹⁾
第1042条1項 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次条第1項に規定する遺留分を算定するための財産の価額に、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じた額を受ける。 1号 直系尊属のみが相続人である場合 3分の1 2号 前号に掲げる場合以外の場合 2分の1 第1049条1項 相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。	第1112条 被相続人の遺留分は、次の各号における。 1号 被相続人の直系卑属は、その法定相続分の2分の1 2号 被相続人の配偶者は、その法定相続分の2分の1 3号 被相続人の直系尊属は、その法定相続分の3分の1 4号 被相続人の兄弟姉妹は、 <u>その法定相続分の3分の1</u>

遺留分制度における相違点は、①日本民法では、被相続人の兄弟姉妹に遺留分を認めていないのに対し、韓国民法では被相続人の兄弟姉妹に遺留分を認めている点、②日本民法1049条1項では、相続開始前における遺留分の放棄を認めているのに対し、韓国民法ではこのような規定は存在しない点である。韓国民法では、被相続人が威力をもって、相続人の遺留分放棄を認めさせることにより、相続人の最低限の相続分の保障の機会が失われることを防止するために事前の遺留分放棄を認めていないと解される⁽⁶²⁾。また、事前の相続放棄を認めていないこととの均衡からも事前の遺留分放棄を認めないのが、韓国における通説となっている⁽⁶³⁾。他方で、日本民法では相続財産の処分については被相続人の意思が重視され、家庭裁判所の許可を条件として、相続開始前の遺留分放棄を認めているといえる。

(61) 在日コリアン弁護士協会・前掲『新・韓国家族法』298頁。

(62) 在日コリアン弁護士協会・前掲『新・韓国家族法』298頁。

(63) 権・前掲『改正 韓国親族相続法』250頁。

8.2 兄弟姉妹の遺留分に関する重要判例⁽⁶⁴⁾

兄弟姉妹の遺留分に関する韓国民法1112条4号については、韓国憲法裁判所2024年4月25日決定（以下、2024年決定という）により、裁判官全員一致で憲法不合致である旨示された。同決定は「相続財産形成に対する寄与や相続財産に対する期待などがほとんど認められない被相続人の兄弟姉妹にまで遺留分を認める民法第1112条4号は、不合理で憲法に違反する」と判示した⁽⁶⁵⁾。上記決定に伴い、兄弟姉妹の遺留分に関する1112条4号は直ちに効力を失うこととなった。当該規定は、2025年末に改正が予定されている。

なお、同決定では、韓国民法1112条1号から3号に関して遺留分喪失事由が別途規定されていない点についても、不合理で憲法に違反すると判示している。その理由は次のとおりである。そもそも遺留分制度の趣旨は、被相続人の財産処分行為から遺族の生存権を保護し、法定相続分の一定比率に相当する部分を遺留分として算定して、相続財産に対する期待を保障しようとするものであり、家族の連帯が終局的に断絶されることを阻止することにある。したがって、非道徳的な相続人にまで遺留分を認めることは、一般国民の法感情や常識から外れることになるため、相続人の遺留分喪失事由を別途規定していないことは違憲であると判示した。以上からすると、今後、非道徳的な相続人の遺留分を喪失させる具体的事由が新たに規定される可能性が高いといえる。

8.3 遺留分減殺請求権の法的性質における相違点

（1）韓国における遺留分減殺請求権⁽⁶⁶⁾（韓国民法1115条1項）

韓国民法上の遺留分減殺請求権は、物権の返還請求権であり現物返還を原則としている。遺留分減殺請求権の性質は、形成権とするのが韓国でも通説となっていることから、遺留分減殺請求権の行使により、遺留分を侵害している範囲で遺贈ない

(64) 憲法裁判所2024年4月25日決定（헌법재판소 2024. 4. 25. 선고 2020헌가4, 14, 2021헌가11, 15, 26, 29, 2022헌가11, 12, 17, 30, 38, 43, 2023헌가7, 22, 2020헌바295, 342, 351, 353, 502, 2021헌바15, 16, 43, 72, 91, 193, 255, 256, 275, 277, 386, 2022헌바6, 29, 35, 55, 111, 134, 152, 267, 315, 2023헌바43, 109, 156, 229, 309, 414, 415, 2024헌바38（병합）전원 재판부 | 사법정보공개포털 판례）。

(65) なお、補足意見では、配偶者と直系卑属の遺留分を同等とする1112条1号及び2号も、憲法に違反するとしている。

(66) 朴世泯『韓国における日本の遺留分制度の導入と適応』東洋文化研究21号（2019年）1-3頁。

し贈与の効力が喪失し、目的物は当然に遺留分権利者に復帰することになると解される。

(2) 日本における遺留分侵害額請求権⁽⁶⁷⁾（日本民法1046条1項）

平成30年改正法により、日本における「遺留分減殺請求権」は「遺留分侵害額請求権」に改められ、その法的性質は金銭債権となった。平成30年改正前は、韓国同様に、遺留分減殺請求権の行使により、当然に物権的效果が生ずるとされていた。そのため、遺贈又は贈与の目的財産について受遺者等と遺留分権利者の共有となることにより円滑な事業承継が困難になり、あるいは共有関係の解消をめぐる新たな紛争を生じさせるという指摘がされていた⁽⁶⁸⁾。そこで、改正法においては、遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が発生するものとした（日本民法1046条1項）。

8.4 小括

韓国における遺留分制度は、1977年改正法により新設されたものである。それまで遺留分制度が規定されていなかった理由としては、従前の遺言制度（朝鮮王朝時代の遺言制度）においては受遺者の範囲を血族に限定していたため、遺留分制度が必要なかったためである。ところが、現行民法で遺言の自由が保障されたため、遺言の自由と相続人の生活保障・公平な財産分配という互いの調整のために、遺留分制度が新設されたものである⁽⁶⁹⁾。そういったなかで、2024年決定は、兄弟姉妹における遺留分規定を違憲とする決定を下した。被相続人の財産処分を自由を害してまで、相続財産の形成に寄与しない兄弟姉妹の生活を保障することは妥当ではないという判断に基づくものであるといえる。これについては、韓国民法が、相続順位において、被相続人の配偶者と兄弟姉妹がいる場合には、配偶者のみを単独相続人としており、兄弟姉妹の優先度を重くみていないこととも均衡がとれるほか、韓国に

(67) 堂蘭幹一郎＝神吉康二（編著）『概説改正相続法〔第2版〕』（金融財政事情研究会、2021年）102頁、潮見佳男『民法（相続関係）改正法の概要』（編著）（一般社団法人金融財政事情研究会、2019年）、大村敦志＝窪田充見（編）『解説民法（相続法）改正のポイント』（有斐閣、2019年）113頁参照。

(68) 例えば、被相続人が特定の相続人に家業を継がせるために、株式や店舗等の事業用財産を遺贈等しても、遺留分減殺請求により、株式や店舗等が他の相続人と共有となる結果、事業承継後の経営に支障をきたす場合があると指摘されていた。

(69) 金・前掲『注釈 大韓民国相続法』384頁。

における家族形態が核家族化しており、兄弟姉妹と世帯が独立していることも背景にあると思われる。⁽⁷⁰⁾なお、2024年決定は、兄弟姉妹の遺留分規定の合憲性のみでなく、遺留分に関する関連条文全体の合憲性について細かく判断しており、今後の遺留分の改正において重要な意義を有する決定であるといえる。

おわりに

本稿では、日韓における相続法上の主要な相違点につき、改正や重要判例の検討を踏まえて整理したが、さまざまな点で制度上の相違が存在した。その理由の一つには、平成30年相続法の大改正により、日本の相続法制が大きく見直しされたことも挙げられる。配偶者居住権の確立や自筆証書遺言の要式の緩和などは、まさに高齢化社会に即した改正ともいえ、今後、韓国においても同様の法改正が進むことが想定される。また家族形態の変化に伴い、親族法分野においても重要な改正が想定される。韓国の2011年改正法における成年後見制度導入、2014年改正法における親権の一部制限、一部停止制度の導入などは、まさに社会状況の変化に伴う改正の一端であると考えられる。したがって、親族法分野についても、重要な法改正を踏まえたうえで、日韓の制度上の相違点及び重要判例につき検討したいと考える。

(70) 李璟媛「韓国の家族の変化」比較家族史研究26号（2012）1-3頁。

